

入院中の患者様・ご家族様へ

## 当院の身体拘束最小化・廃止に向けた取組みについて

### 1, 基本方針

当院では、患者様の人権・尊厳を尊重し、身体的拘束を原則として禁止します。患者様が安心して安全な医療・看護を受けられる環境の整備に努めます。

### 2, 身体的拘束の原則禁止

緊急やむを得ない場合を除き、以下の身体的拘束を行いません。

- ・ 身体の固定（ベッド柵での囲い込み、紐による手足の固定、車椅子への固定）
- ・ 薬剤による抑制（鎮静を目的とした不必要な薬の投与）
- ・ 行動制限（離室の防止、ミトンの装着）

### 3, 緊急やむを得ない場合の対応

身体拘束が不可欠となる以下の「三原則」をすべて満たし、かつ組織的に検討された場合のみ、一時的に実施します。

- 1) 切迫性：患者本人または他者に危機が及ぶ可能性が高い
- 2) 非代替性：身体拘束以外の看護・介護方法が見当たらない
- 3) 一時性：身体拘束は一時的な措置である

### 4, 身体拘束最小化への取組み

- ・ 身体拘束最小化委員会の設置
- ・ 研修・教育：職員への定期的な身体拘束廃止研修の実施
- ・ 記録と評価：身体拘束の実施状況を把握・記録し、状況改善を検討します

### 5, 患者様・ご家族様への説明

身体拘束を行う場合は、その必要性、種類、期間についてご本人またはご家族に十分な説明を行い、同意を得ます。